

## 第2章 教育課程にかかる法体系

この章は教育課程法制及びに教育課程管理法制について学ぶ講座です。

我が国の教育課程法制にかかる二つの重要な事件とその司法判断について紹介します。

### 参考1 伝習館高校事件

学習指導要領の法的性質及び教師の教育の自由について争った事件が伝習館高校事件で、平成2年1月18日に最高裁小法廷で判決が出て決着しています。

<事件番号 昭和59(行ツ)46>

### 事件の概要

福岡県立伝習館高校の社会科担当教諭3名が、それぞれ程度は異なるが、教科書を使用せず、学習指導要領を逸脱した偏向教育を行ったとして懲戒免職になった。その取り消しを求める訴えを提起した事件。

### 判示・判決

・学校教育法51条、21条所定の教科書使用義務に違反する授業をしたこと、高等学校学習指導要領（昭和35年文部省告示第94号）から逸脱する授業及び考査の出題をしたこと等を理由とする県立高等学校教諭に対する懲戒免職処分は、各違反行為が日常の教科（日本史、地理B）の授業、考査に関して行われたものであつて、教科書使用義務違反の行為は年間を通じて継続的に行われ、右授業等は学習指導要領所定の当該各科目の目標及び内容から著しく逸脱するものであるほか、当時当該高等学校の校内秩序が極端に乱れた状態にあり、当該教諭には直前に争議行為参加による懲戒処分歴があるなど判示の事実関係の下においては、社会観念上著しく妥当を欠くものとはいえず、懲戒権者の裁量権の範囲を逸脱したものとはいえない。

### 参考2 旭川学力テスト事件

#### 事件の概要

昭和31年から昭和40年に亘って、文部省の指示によって全国の中学2・3年生を対象に実施された全国中学校一斉学力調査（学テ）に反対する教師（被告人）が、旭川市立永山中学校において、学テの実力阻止に及んだ。被告人は公務執行妨害罪などで起訴。

この事件の争点は

- ・子どもの教育を決定する権限（教育権）が誰に所属するか
- ・教育を受ける権利としての学習権の存在
- ・教師の教育の自由の保障

一審（旭川地方裁判所昭和41年5月25日判決）、二審（札幌高等裁判所昭和43年6月26日判決）ともに、建造物侵入罪について有罪。公務執行妨害罪については前記学力調査は違法であるとして無罪。共同暴行罪の成立のみを認めたていた。検察側、被告人側双方が上告。上記の3点を争点として昭和51年5月21日最高裁大法廷で、判示、判決。

#### 判示

- ・教育権の帰属問題は、「国家の教育権」と「国民の教育権」のいずれの主張も全面的に採用できない（折衷説）
- ・児童は学習をする固有の権利を有する（学習権の肯定）
- ・教師に教育の自由は一定の範囲において存在するが、合理的範囲において制限される。

#### 判決

学テは合憲。

その実施を妨害した被告人に公務執行妨害罪の成立を認め、原判決および第1審判決を破棄して執行猶予付き有罪判決を自判。被告人側の上告は棄却。